

政務活動費収支報告書の閲覧等について

神奈川県議会政務活動費の交付等に関する条例及び同条例施行規程に基づき、令和元年度（5～3月分）の政務活動費収支報告書の閲覧等を開始いたします。

- 1 閲覧開始日 令和2年6月30日（火）
- 2 閲覧場所 県庁 新庁舎5階 議会局経理課
- 3 閲覧時間 8：30から12：00まで及び
13：00から17：15まで
- 4 閲覧業務を行わない日
 - ・ 日曜日及び土曜日
 - ・ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - ・ 12月29日から翌年の1月3日までの日
- 5 情報の提供
政務活動費の収支報告書の閲覧開始日に、当該収支報告書の内容を県議会のホームページに公表いたします。

<参考>

神奈川県議会政務活動費の交付等に関する条例(抄)

(収支報告書等の閲覧)

第16条 議長は、前条の規定により保存されている収支報告書等の閲覧の請求があったときは、(略)これを閲覧させなければならない。

神奈川県議会政務活動費の交付等に関する条例施行規程(抄)

(収支報告書等の閲覧)

第7条 条例第16条の規定による収支報告書等の閲覧は、当該収支報告書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して、(略)当該各号に定める日数を経過する日の翌日からすることができる。

(1) 収支報告書 60日

(2) 会計帳簿等の写し 150日

2 前項の収支報告書等の閲覧は、議長が指定する場所で、執務時間中にしなければならない。

3～6 (略)

(情報の提供)

第8条 議長は、政務活動費の指針、会派及び議員に係る政務活動費の収入及び支出その他政務活動費に関する情報について、ホームページへの掲載その他の議長が適当と認める方法により、提供するものとする。

令和2年6月1日

神奈川県議会議員 殿

神奈川県政記者クラブ幹事社
(朝日新聞・産経新聞・共同通信社)

令和元年度（5～3月分）の県議会議員の
政務活動費収支報告書の公開に関する要望

このことについて、下記のとおり要望いたしますので、よろしくお取り計らい願います。

- 1 県議会議員の政務活動費収支報告書の公開については、閲覧開始日の1週間前（6月23日（火））までに、資料（コピー）の提供をしていただきたい。
- 2 資料の解禁は、閲覧開始日の6月30日（火）、午前8時30分としていただきたい。
- 3 資料は、県政記者クラブ各社（13社）に各1部提供していただきたい。
- 4 各議員への取材は、資料の提供を受けた時点からできるようにしていただきたい。

以上

令和2年6月 日

神奈川県政記者クラブ幹事社 様

神奈川県議会議会局経理課長

令和元年度（5～3月分）の県議会議員の政務活動費収支報告書の
公開に関する要望について（回答）

令和2年6月1日付けで依頼のありました標記のことにつきましては、次の
事項を守っていただくことを前提に取材活動に協力します。

- 1 閲覧開始日1週間前（6月23日（火））神奈川県政記者クラブ加盟各社
へ標記報告書の写しを1部貸与する。ただし、貸与期間は6月30日（火）
までとする。
- 2 貸与された報告書の写しについては、慎重に取り扱うこととし、複写、
社外への持ち出し、報道解禁日前の公表は禁止する。
- 3 報道解禁日は、6月30日（火）午前8時30分とする。
- 4 議員への照会がある場合は、閲覧開始日（6月30日）以降とする。

問合せ先

議会局経理課

電話 045-210-7531（直通）

県庁内線 7531